

○千葉県生涯大学校設置管理条例（昭和五十三年千葉県条例第三十九号）

改正案

(設置)

第二条 県は、高齢者等に社会環境の変化に順応した能力を再開発するための学習の機会を提供することにより、高齢者自らが社会的活動に参加することによる**健康の保持増進及び生きがい**の高揚に資すること並びに高齢者が福祉施設、学校等におけるボランティア活動、自治会の活動その他の地域における活動の担い手となることを促進することを目的として生涯大学校（以下「大学校」という。）を設置する。

(学部等、修業年限及び定員)
第四条 大学校に健康・生活学部及び造形学部を、千葉県生涯大学校京葉学園及び千葉県生涯大学校東葛飾学園に地域活動専攻科を置く。
2 大学校の学部及び専攻科の修業年限及び定員は、次の表に掲げるとおりとする。

新旧对照表

(設置

第二条 県は、高齢者等に社会環境の変化に順応した能力を再開発するための学習の機会を提供することにより、高齢者自らが社会的活動に参加することによる生きがいの高揚に資すること及び高齢者が福祉施設、学校等におけるボランティア活動、自治会の活動その他の地域における活動の担い手となることを促進することを目的として生涯大学校（以下「大学校」という。）を設置する。

(学部等、修業年限及び定員)
第四条 大学校に健康・生活学部及び造形学部を、千葉県生涯大학교京葉学園
及び千葉県生涯大학교東葛飾学園に地域活動専攻科を置く。
2 大学校の学部及び専攻科の修業年限及び定員は、次の表に掲げるとおりと
する。

		区分								学部及び専攻科		修業年		定員（二学年）		
千葉県生涯大学校外房学園	千葉県生涯大学校京葉学園	千葉県生涯大学校東葛飾学園	千葉県生涯大学校東総学園	健康・生活学部	造形学部	地域活動専攻科	健康・生活学部	造形学部	園芸まちづくりコース	陶芸コース	園芸まちづくりコース	陶芸コース	園芸まちづくりコース	陶芸コース	園芸まちづくりコース	陶芸コース
健康・生活学部	造形学部	地域活動専攻科	健康・生活学部	陶芸コース	園芸まちづくりコース	陶芸コース	園芸まちづくりコース	陶芸コース	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年
二年	一年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	五五名	五〇名	三〇〇名	五〇名	五〇名	九〇名	二二〇名	九〇名
一〇〇名	二五名	三五名	七〇名	五〇名	四〇名	三〇名	二〇名	一〇名	九〇名	八〇名	七〇名	六〇名	五〇名	四〇名	三〇名	二〇名

												区分	
												学部及び専攻科	
												修業年限	
定員	(一学年)	定員	(一学年)	定員	(一学年)	定員	(一学年)	定員	(一学年)	定員	(一学年)	定員	(一学年)
千葉県生涯大学校外房学園	千葉県生涯大学校東総学園	千葉県生涯大学校東葛飾学園	千葉県生涯大学校京葉学園	健康・生活学部	造形学部	地域活動専攻科	健康・生活学部	造形学部	地域活動専攻科	健康・生活学部	造形学部	健康・生活学部	学部及び専攻科
二年	一年	二年	一年	二年	一年	二年	二年	二年	二年	三年	二年	二年	修業年限
一〇〇名	九五名	七〇名	五〇名	二八五名	三〇〇名	五〇名	二八五名	二八五名	二八五名	二二〇名	二二〇名	二二〇名	定員 (一学年)

備考

学年の中途において退学する者についての授業料の額の算定は、月割計算とする。この場合において、一円未満の端数があるときは、これを

授業料	利用料金の名称				
地域活動専攻科	区分	単位	額の範囲		
一年につき	健康・生活学部	年	一万六千百円以内		
一年につき	造形学 園芸まちづくり科	年	三万二千七百円以		
一年につき	陶芸コース	内	五万八千二百円以		
一年につき		内	一万六千百円以内		

別表（第十条第二項）

附則

(削る。)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。
（経過措置）

改正前の千葉県生涯大学校設置管理条例第四条第三項の規定により置かれた造形学部園芸コースは、平成三十一年三月三十一日において当該コースに在学している者が当該コースに在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該コースの授業料については、なお従前の例による。

				園
園	千葉県生涯大学校南房学 部	健康・生活学部	造形部	園芸まちづ くりコース
陶芸コース	園芸まちづ くりコース	陶芸コース		
一年	二年	二年	一年	二年
二五年名	三五年名	五〇名	二五年名	五〇名

備考

学年の中途において退学する者についての授業料の額の算定は、月割計算とする。この場合において、一円未満の端数があるときは、これを

授業料	利用料金の名称	区分				額の範囲
		地域活動専攻科	ス 陶芸コー	部 造形学	健康・生活学部	
一年につき	一年につき	一年につき	一年につき	一年につき	一年につき	一万五千四百円以
内	一万五千四百円以	内	五万五千五百円以	内	二万七千七百円以	内

別表（第十条第三項）

3	定める。	造形学部に園芸コース及び陶芸コースを置き、それぞれの定員は、規則で	園	造形学部
		千葉県生涯大학교南房学園	健康・生活学部	造形学部
		造形学部	一年	一年
			二年	二年
			五年	一二〇名
			九五名	五〇名

切り捨てる。

二 学年の中途において退学する者の授業料の額の算定は、当該退学した日の属する月の当該月分を算入するものとする。
追加〔平成一七年条例七九号〕、一部改正〔平成二四年条例五五号・二五年六四号・二八年六三号〕

切り捨てる。

二 学年の中途において退学する者の授業料の額の算定は、当該退学した日の属する月の当該月分を算入するものとする。
追加〔平成一七年条例七九号〕、一部改正〔平成二四年条例五五号・二五年六四号・二八年六三号〕